

# 精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

精華町地域福祉センターかしのき苑内に、雨天時等に子どもたちが身体を使って遊ぶことができる安全で、楽しめる空間の整備をする。

この広場は、主に幼児期の子どもたちが、遊びを通じて健全な育成を図ることができる環境とする。また、子どもを見守る保護者がゆっくりと子どもたちを支える様々な人々と交流できる空間とする。

そのため、設置する遊具や設備は多面的に検討を行う必要がある。よって、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定し、より優良な提案に基づきキッズスペースに設置する遊具等を調達する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

### (3) 業務内容

精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託

※別添「精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)による。

### (4) 実施場所

精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1

地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース 別紙設置場所図参照

### (5) 委託料の上限

金5,000,000円(運搬設置費、消費税及び地方消費税を含む。なお消費税及び地方消費税は10%で算出すること。)

## 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 精華町における物品役務競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをした者にあつては、更生計画の許可がされていない者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをした者(会社更生法にあつては更生手続き開始の決定、民事再生法にあつては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 本プロポーザルの参加申込書の提出期限日から本業務の契約の相手方の特定までの期間において、精華町の工事等契約に係る指名停止等の措置要綱(平成17年精華町要綱第9号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税（法人税又は個人にあっては所得税並びに消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村民税に未納がない者であること。
- (7) 本町のセキュリティポリシーを遵守できること。
- (8) 本業務と同業務または類似業務の実績または受託実績を有すること。

#### 4. プロポーザルに係る日程（予定）

- (1) 実施要領の公表 令和7年5月23日（金）
- (2) 質問受付期限 令和7年5月30日（金）
- (3) 質問回答公開 令和7年6月4日（水）
- (4) 参加申込受付期間 令和7年6月4日（水）から  
令和7年6月11日（水）まで
- (5) 企画提案書提出期間 令和7年6月25日（水）から  
令和7年6月27日（金）まで
- (6) プレゼンテーション 令和7年6月30日（月）
- (7) 結果通知予定日 令和7年7月4日（金）

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対して連絡する。

#### 5. 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は、質問書に内容を簡潔に記載し、次のとおり提出すること。電子メールおよびファックスにより「質問書（様式第1号）」にて下記まで送信すること。

- (1) 受付期限 令和7年5月30日（金）午後5時まで【必着】
- (2) 提出方法 ファックス又は電子メールにて提出すること。  
※質問書を提出した時は、必ず電話でその旨を連絡すること。
- (3) 送信先 精華町役場 健康福祉環境部 子育て支援課  
電子メール：kodomo@town.seika.lg.jp  
ファックス：0774-95-3974  
電話：0774-95-1917
- (4) 回答方法 町ホームページに掲載  
全ての質問及び回答をとりまとめたものを精華町ホームページ上で公開することとし、個別の回答は行わない。

#### 6. 参加申込書等の提出

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式第2号）  
プロポーザル参加申込受付票（様式第3号）
- (2) 提出場所 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻  
70番地  
精華町役場 健康福祉環境部 子育て支援課
- (3) 提出方法 提出場所に持参すること。

- (4) 提出期限 令和7年6月4日(水)から令和7年6月11日(水)  
午後5時まで  
(午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く)

## 7. 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

- ①企画提案書(企画提案書表紙は様式第4号、表紙以外は任意様式)

正本1部 副本5部 計6部

- ②会社概要書(任意様式もしくは、会社パンフレットも可) 1部

- ③業務実績書(任意様式もしくは、会社パンフレットも可) 1部

- ④概要図(全体の完成イメージ図) A3版で作成(任意様式)

- ⑤配置図(遊具等の配置平面図) A3版で作成(任意様式)

- ⑥構造図(個々の遊具等のイメージ、材質、寸法等)

遊具ごとにA4版で1枚作成(任意様式)

- ⑦見積書 A4版で作成(任意様式)

※見積書は、業務内訳明細を記載し、法人(団体)の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。また、人件費、諸経費の内訳が判別できるようにできるだけ詳細に記載すること。

※見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。(1円未満切捨て)

- ⑧遊具の維持管理に関する調書 A4版で作成(任意様式)

次の内容を提案すること

ア、劣化の低減(耐久・耐食性)

イ、長寿命化(ランニングコスト、維持点検費、耐用年数、保証期間)に配慮した部材の使用

ウ、交換部品等の迅速かつ容易な調達、修繕の容易性(材質・構造)等のメンテナンス性

エ、衛生管理に対する提案

オ、設置後10年間の維持管理計画(交換・取り替える部材、時期、費用等)

- ⑨工程表(遊具等の調達、納品、設置、検収時期等) A4版で作成(任意様式)

- ⑩業務実施体制(様式第5号)

- (2) 提出場所 〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻  
70番地

精華町役場 健康福祉環境部 子育て支援課

- (3) 提出方法 提出場所に持参すること。

- (4) 提出期限 令和7年6月25日(水)から令和7年6月27日(金)

午後5時まで

(午前9時から午後5時まで、但し正午から午後1時を除く)

- (5) 辞退 プレゼンテーション及びヒアリングに参加できない事情がある場合は、企画提案書の提出期限までに、辞退届を持参すること。

## 8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 開催日時 令和7年6月30日(月)
- (2) 説明者 提案又は説明については、実際に本業務に携わる主担当者が出席した上で行うものとする。また、出席者は1社あたり最大2名までとする。
- (3) 開催場所 開催場所、開催時間については、別途連絡する。
- (4) その他
  - ①プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、1社あたり30分以内とする。  
(プロジェクター、スクリーン、延長コードは準備不要)
  - ②プレゼンテーション及びヒアリングを欠席した場合、指定した時間に遅刻した場合には、参加事業者を失格とする。

## 9. 審査方法

プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

- (1) 評価基準  
別紙「評価基準」のとおり
- (2) 評価方法  
評価基準に基づいて、審査委員会による企画提案の内容・実施能力等に関する評価(以下、「企画点」という。)及び価格に関する評価(以下、「価格点」という。)を合計した総合評価点を比較し、審査のうえ、優先交渉事業者を選定する。
- (3) 優先交渉事業者の選定方法
  - ①失格者を除いた者の内、「(2)の総合評価点が最も高い者を、契約の相手方としての優先交渉事業者として選定する。
  - ②優先交渉事業の選定
    - ・総合評価点の最高得点者が複数生じた場合は、価格点が最も最も高い者を優先交渉事業者に決定する。なお、価格点も同点の場合については、審査委員会の投票によって選定する。
    - ・提案者が1者の場合もプロポーザルは実施する。ただし、評価結果において企画点が最低基準を満たさない場合は、優先交渉事業者としない。  
※企画点(経費以外)の合計60点の50%(得点合計が30点以上)であることを最低基準とし、最低基準未満の場合は、評価点を0点とする。  
業務費用の採点は、提出された見積金額の比較により行い、最低見積金額の提出者の得点を40点とし、最低見積金額以外の提出者は、最低見積金額を当該提出者の見積金額で除して得た数値(小数点2位未満切捨て)に40を乗じて得た数値(小数点1位未満切捨て)を評価点とする。なお、見積金額が委託料の上限額を超過した場合は0点とする。
- (4) 審査結果の通知  
審査結果については、全ての参加事業者に対して、文書で通知する。

## 10. 委託契約の締結

- (1) 選定した優先交渉事業者と町とが委託契約締結に向けた協議を行い、協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

- (2) 選定した優先交渉事業者と町との間で行う仕様の詳細事項について、協議が整わない場合や特別な事情等により契約を締結しない場合は、評価結果において総合評価点が次に高い提案者（最低基準を満たした者に限る）と協議を行うこととする。
- (3) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、精華町契約規則（平成15年規則第28号）第15条の3第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

### 1 1. 失格

次のいずれかに該当する場合には失格となることがある。

- (1) 提出書類等が本実施要領の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類等が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類が受付期間又は提出期限までに提出されない場合
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 「3. 参加資格要件」に示す参加資格要件を欠くこととなった場合
- (7) その他本実施要領に違反すると認められた場合

### 1 2. その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類等は、本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (3) 提出されたすべての書類等は返還しない。
- (4) 提出期限後の提出書類等の追加、修正、差し替え、再提出は認めない。ただし、町からの指示があった場合を除く。
- (5) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 審査の経緯及び結果についての異議の申し立ては受けない。
- (7) 精華町情報公開条例の規定に基づく情報公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで提出者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報等は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。ただし、開示・不開示の判断は、同条例により町が客観的に判断する。また、本プロポーザルの委託業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

### 1 3. 問い合わせ先

精華町役場 健康福祉環境部 子育て支援課

電話：0774-95-1917

ファックス：0774-95-3974

電子メール：kodomotown.seika.lg.jp

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

評価基準

評価項目	評価項目（詳細）		評価基準	配点
企業の経験及び能力	体制・実績		業務への取組体制と類似業務の実績	5
コンセプト	子どもたちの好奇心をかき立てることにつながる場所	娯楽性の配慮	子どもたちが好奇心をかき立てられ、「わくわくする」飽きの来ない工夫がされているか	15
		特性を活かした構成	施設の特性を活かした構成となっているか	
		視覚的配慮	遊具等のデザイン・配置・色彩・配色などの視覚的配慮がされているか	
		インクルーシブ	多様な子どもたちが一緒に安全安心に遊べるインクルーシブ遊具が設置されているか	
幼児期の子どもたちが遊びを通じた健全な育成につながる場所	有益性（発育）の配慮	知育・体育・徳育・社会性の発達や発育につながる機能があるか	15	
	遊具の構成	設置する遊具の組み合わせやバリエーションによる工夫があるか		
保護者が安らぎを感じ、子どもたちを支える様々な人々と交流できる場所	休息スペースの確保	保護者が安らぎを感じる上質な空間や仕掛けを確保した構成となっているか	5	
	交流促進	施設を利用する子どもたちだけでなく、親子や保護者が交流できる構成となっているか		
	保護者の目線	子どもを見守る保護者の目線から見た配慮がされているか		
	バリアフリー	交流を促進するため、妊婦・身体障害者・ベビーカー等への配慮など、導線の確保がされているか		

安心・安全	安心・安全への配慮		子どもの予期せぬ遊び方等による事故防止が考慮されているか	10
メンテナンス性	遊具の維持管理	劣化対応	劣化の低減（耐久・耐食性）	10
		長寿命化	長寿命化（ランニングコスト、維持点検費、耐用年数、保証期間）に配慮した使用	
		部品交換	交換部品等の迅速かつ容易な調達、修繕の容易性（材質・構造）等のメンテナンス性	
		衛生管理	衛生管理に対する提案	
		維持管理計画	設置後10年間の維持管理計画（交換・取り換える部材、時期、費用等）	
経費	イニシャルコスト		見積金額の妥当性について	40